

堺市公報 第53号	平成31年 1月11日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

＜規則＞

- 堺市立えのきはいむ条例施行規則を廃止する規則
 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】…………… 3
- 堺市南部大阪都市計画鉄砲町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則及び堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 【建設局公園緑地部公園緑地整備課】…………… 4

＜告示＞

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について
 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について
 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 8

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	13
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	14
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	15
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	17
○道路法に基づく市道路線の認定及び廃止について	
【建設局土木部路政課】	19
○道路法に基づく市道路線の区域決定及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	22
<公告>	
○堺市立人権ふれあいセンターの指定管理者の指定について	
【市民人権局人権部人権推進課】	24
○堺市立大浜体育館等の指定管理者の指定について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	24
○堺市金岡公園体育館等の指定管理者の指定について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	26
○堺市立美原体育館等の指定管理者の指定について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	26
○堺市立美原総合スポーツセンターの指定管理者の指定について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	27
○堺市立文化館の指定管理者の指定について	

【文化観光局文化部文化課】……………28
○堺市立のびやか健康館の指定管理者の指定について
【環境局環境事業部環境事業管理課】……………28
○堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の指定管理者の指定について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】……………29
○堺市立日高少年自然の家の指定管理者の指定について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】……………29
○堺市立こどもリハビリテーションセンターの指定管理者の指定について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】……………30
○堺市立勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について
【産業振興局商工労働部雇用推進課】……………30
○堺市立農業公園「交流施設」指定管理者の指定について
【産業振興局農政部農水産課】……………31
○堺市立農業公園「加工体験施設」指定管理者の指定について
【産業振興局農政部農水産課】……………31
○都市計画法に基づく事業計画の変更に伴う図書の写しの縦覧について
【建設局大和川線推進室】……………32
○堺市鳳公園の指定管理者の指定について
【建設局公園緑地部大浜公園事務所】……………32
○堺市大仙公園日本庭園の指定管理者の指定について
【建設局公園緑地部大仙公園事務所】……………33
○堺自然ふれあいの森の指定管理者の指定について
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】……………33
<選挙管理委員会規程>
○堺市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程
【選挙管理委員会事務局】……………34

規 則

堺市立えのきはいむ条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

堺市規則第1号

堺市立えのきはいむ条例施行規則を廃止する規則

堺市立えのきはいむ条例施行規則（昭和53年規則第23号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~

堺市南部大阪都市計画鉄砲町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則及び堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年1月11日

堺市長 竹 山 修 身

堺市規則第2号

堺市南部大阪都市計画鉄砲町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則及び堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（堺市南部大阪都市計画鉄砲町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 堺市南部大阪都市計画鉄砲町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成25年規則第158号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第25条」を「第29条」に改める。

（堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成28年規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第25条」を「第29条」に改める。

様式第2号中「{(㊦)」を「{㊦)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 歯科

| 名称             | 所在地                           | 指定年月日      |
|----------------|-------------------------------|------------|
| ゆうき歯科クリニック     | 堺市堺区向陵西町1-4-3                 | 平成30年12月1日 |
| おひさま歯科浅香山クリニック | 堺市堺区高須町1-1-50                 | 平成30年12月1日 |
| たかはし歯科         | 堺市堺区七道西町12-11 フローラ堺<br>1号棟109 | 平成30年12月1日 |

2 薬局

| 名称        | 所在地                         | 指定年月日       |
|-----------|-----------------------------|-------------|
| いるか薬局     | 堺市東区日置荘西町1-21-18            | 平成30年12月10日 |
| エフケー薬局    | 堺市南区鴨谷台2-1-3 光明池アク<br>トビル2F | 平成30年12月1日  |
| チェルシー薬局   | 堺市堺区市之町西3-1-43              | 平成30年11月1日  |
| パートナー美原薬局 | 堺市美原区北余部133-1 パートナー<br>ビル3F | 平成30年11月1日  |

3 訪問看護

| 名称                         | 所在地                       | 指定年月日      |
|----------------------------|---------------------------|------------|
| i n n o c e n t 訪問看護ステーション | 堺市中区新家町539-1 アクアフィールド112号 | 平成30年12月1日 |
| 訪問看護ステーション和音               | 堺市中区東山50-1                | 平成30年12月1日 |
| かんたき堺長尾                    | 堺市北区南長尾町2-2-19            | 平成30年12月1日 |

堺市告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 診療所

| 名称     | 所在地             | 廃止年月日       |
|--------|-----------------|-------------|
| 松崎医院   | 堺市堺区一条通4-8      | 平成30年10月31日 |
| 橋本眼科医院 | 堺市堺区田出井町1-1-100 | 平成30年10月31日 |

2 歯科

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----|-----|-------|
|----|-----|-------|

|        |                |             |
|--------|----------------|-------------|
| 坂本歯科医院 | 堺市南区泉田中3100-17 | 平成30年10月31日 |
|--------|----------------|-------------|

3 訪問看護

| 名称                         | 所在地                           | 廃止年月日       |
|----------------------------|-------------------------------|-------------|
| 訪問看護ステーション<br>和音           | 堺市美原区大饗333 タムラマンシ<br>ョン301号   | 平成30年11月30日 |
| 訪問看護ステーション<br>あかね          | 堺市堺区向陵東町1-7-19 大空マ<br>ンション3号室 | 平成30年12月31日 |
| K a t y + e 訪問看護<br>ステーション | 堺市美原区北余部392-2                 | 平成30年11月30日 |

堺市告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

| 名称                          | 変更前の所在地             | 変更後の所在地             | 変更年月日       |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 訪問看護ステーション「ふれあい」            | 堺市中区八田南之町<br>277    | 堺市中区八田南之町<br>267-2  | 平成30年6月1日   |
| りゅうじん訪問<br>看護ステーション<br>しんかな | 堺市北区蔵前町1-<br>7-2 2階 | 堺市北区奥本町1-43-<br>205 | 平成30年11月17日 |

堺市告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

| 事業の種類        | 事業所名称                | 所在地                           | 指定年月日       |
|--------------|----------------------|-------------------------------|-------------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | 医療法人一心会 ひきしょう歯科クリニック | 堺市東区日置荘西町6-2-22 初芝レックスマンション1階 | 平成30年9月1日   |
| 居宅療養管理指導     | 医療法人一心会 ひきしょう歯科クリニック | 堺市東区日置荘西町6-2-22 初芝レックスマンション1階 | 平成30年9月1日   |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 蓬莱薬局                 | 堺市堺区香ヶ丘町1-3-22 シャルム香ヶ丘1F      | 平成30年12月12日 |
| 訪問介護         | じゅん訪問介護センター          | 堺市中区深井東町3164 ベルガーデンズ105号      | 平成30年12月1日  |

堺市告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により

告示する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

| 事業の種類       | 事業所名称           | 所在地                  | 廃止年月日       |
|-------------|-----------------|----------------------|-------------|
| 居宅療養管理指導    | 医療法人歓喜会<br>松崎医院 | 堺市堺区一条通4-8           | 平成30年10月31日 |
| 訪問リハビリテーション | 医療法人歓喜会<br>松崎医院 | 堺市堺区一条通4-8           | 平成30年10月31日 |
| 訪問看護        | 医療法人歓喜会<br>松崎医院 | 堺市堺区一条通4-8           | 平成30年10月31日 |
| 居宅療養管理指導    | 長谷川医院           | 堺市北区東雲東町2-5<br>-13   | 平成30年9月14日  |
| 訪問リハビリテーション | 長谷川医院           | 堺市北区東雲東町2-5<br>-13   | 平成30年9月14日  |
| 訪問看護        | 長谷川医院           | 堺市北区東雲東町2-5<br>-13   | 平成30年9月14日  |
| 居宅療養管理指導    | 坂本歯科医院          | 堺市南区泉田中3100-17       | 平成30年10月31日 |
| 訪問介護        | じゅん訪問介護センター     | 堺市堺区四条通7-24<br>2F    | 平成30年11月30日 |
| 訪問介護        | やすらぎの介護シヤローム浜寺  | 堺市西区浜寺元町4-461<br>-1  | 平成30年3月31日  |
| 訪問介護        | さくらケアサポート       | 堺市西区上448-1           | 平成29年12月31日 |
| 介護予防訪問入浴介護  | アースサポート堺浜寺      | 堺市西区浜寺石津町中1<br>-9-24 | 平成30年12月31日 |
| 訪問入浴介護      | アースサポート堺浜寺      | 堺市西区浜寺石津町中1<br>-9-24 | 平成30年12月31日 |
| 居宅介護支援      | まごの手居宅介護支援サービス  | 堺市美原区今井448-1         | 平成30年11月30日 |

堺市告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

| 事業の種類        | 変更前の名称        | 変更後の名称 | 所在地               | 変更年月日       |
|--------------|---------------|--------|-------------------|-------------|
| 特定介護予防福祉用具販売 | ジン・ケアサービス株式会社 | 株式会社匠都 | 堺市堺区新町1-20 リノ堺東3階 | 平成30年10月31日 |
| 特定福祉用具販売     | ジン・ケアサービス株式会社 | 株式会社匠都 | 堺市堺区新町1-20 リノ堺東3階 | 平成30年10月31日 |
| 介護予防福祉用具貸与   | ジン・ケアサービス株式会社 | 株式会社匠都 | 堺市堺区新町1-20 リノ堺東3階 | 平成30年10月31日 |
| 福祉用具貸与       | ジン・ケアサービス株式会社 | 株式会社匠都 | 堺市堺区新町1-20 リノ堺東3階 | 平成30年10月31日 |

堺市告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の

3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

| 事業の種類        | 名称                       | 変更前の所在地                           | 変更後の所在地                           | 変更年月日           |
|--------------|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 介護予防訪問看護     | 訪問看護ステーション和音             | 堺市美原区大饗333<br>タムラマンション<br>301号室   | 堺市中区東山50-1                        | 平成30年12<br>月1日  |
| 訪問看護         | 訪問看護ステーション和音             | 堺市美原区大饗333<br>タムラマンション<br>301号室   | 堺市中区東山50-1                        | 平成30年12<br>月1日  |
| 介護予防訪問看護     | りゅうじん訪問看護ステーションしんかな      | 堺市北区蔵前町1-<br>7-2 2階               | 堺市北区奥本町1-<br>43-205               | 平成30年11<br>月17日 |
| 訪問看護         | りゅうじん訪問看護ステーションしんかな      | 堺市北区蔵前町1-<br>7-2 2階               | 堺市北区奥本町1-<br>43-205               | 平成30年11<br>月17日 |
| 認知症対応型共同生活介護 | たいよう浅香山                  | 堺市堺区今池町1-<br>3-15                 | 堺市堺区今池町1-<br>3-21                 | 平成30年11<br>月13日 |
| 地域密着型通所介護    | たいよう浅香山                  | 堺市堺区今池町1-<br>3-15                 | 堺市堺区今池町1-<br>3-21                 | 平成30年11<br>月13日 |
| 介護予防通所サービス   | たいよう浅香山                  | 堺市堺区今池町1-<br>3-15                 | 堺市堺区今池町1-<br>3-21                 | 平成30年11<br>月13日 |
| 居宅介護支援       | アイミィライフサポート              | 堺市堺区中瓦町1-<br>3-27 2F              | 堺市堺区幸通3-3<br>1F                   | 平成30年8<br>月1日   |
| 居宅介護支援       | エルケア株式会社 エルケア深井ケアプランセンター | 堺市中区深井清水町<br>4022-2 淀川深井<br>ビル2号館 | 堺市中区深井中町<br>897-1 ロングライ<br>フ上野芝2階 | 平成30年10<br>月1日  |

|              |                |                 |                          |            |
|--------------|----------------|-----------------|--------------------------|------------|
| 介護予防訪問サービス   | じゅん訪問介護センター    | 堺市堺区四条通7-24 2F  | 堺市中区深井東町3164 ベルガーデンズ105号 | 平成30年12月1日 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | うるおい福祉用具貸与センター | 堺市東区南野田454-6 2階 | 堺市北区南長尾町1-2-31           | 平成30年12月1日 |
| 福祉用具貸与       | うるおい福祉用具貸与センター | 堺市東区南野田454-6 2階 | 堺市北区南長尾町1-2-31           | 平成30年12月1日 |
| 介護予防福祉用具貸与   | うるおい福祉用具貸与センター | 堺市東区南野田454-6 2階 | 堺市北区南長尾町1-2-31           | 平成30年12月1日 |
| 特定福祉用具販売     | うるおい福祉用具貸与センター | 堺市東区南野田454-6 2階 | 堺市北区南長尾町1-2-31           | 平成30年12月1日 |
| 介護予防訪問サービス   | ヘルパーステーションうるおい | 堺市東区南野田454-6 2階 | 堺市北区南長尾町1-2-31           | 平成30年12月1日 |
| 訪問介護         | ヘルパーステーションうるおい | 堺市東区南野田454-6 2階 | 堺市北区南長尾町1-2-31           | 平成30年12月1日 |
| 居宅介護支援       | 居宅介護支援事業所うるおい  | 堺市東区南野田454-6 2階 | 堺市北区南長尾町1-2-31           | 平成30年12月1日 |

堺市告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名        | 所在地                          | 指定年月日      |
|-------|-------------|------------------------------|------------|
| 田中 成享 | なないろ鍼灸院     | 堺市堺区向陵西町4-9-7 Bフラット三国ヶ丘204号室 | 平成30年12月1日 |
| 苗田 和江 | 苗田 和江（出張専門） | 堺市北区東浅香山町3-145-1 浅香山団地5-505号 | 平成31年1月1日  |

2 柔道整復

| 施術者   | 施術所名    | 所在地                          | 指定年月日      |
|-------|---------|------------------------------|------------|
| 田中 成享 | なないろ整骨院 | 堺市堺区向陵西町4-9-7 Bフラット三国ヶ丘204号室 | 平成30年12月1日 |

堺市告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

| 施術者    | 施術所名    | 所在地                      | 廃止年月日      |
|--------|---------|--------------------------|------------|
| 下之坊 厚郎 | せかんど鍼灸院 | 堺市南区檜尾3093-7<br>進化第3ビル2階 | 平成29年6月30日 |

2 はり・きゅう

| 施術者    | 施術所名    | 所在地                      | 廃止年月日      |
|--------|---------|--------------------------|------------|
| 仲川 まゆ  | 明笑鍼灸院   | 堺市堺区向陵中町1-5-28           | 平成30年4月30日 |
| 下之坊 厚郎 | せかんど鍼灸院 | 堺市南区檜尾3093-7<br>進化第3ビル2階 | 平成29年6月30日 |

3 柔道整復

| 施術者   | 施術所名    | 所在地            | 廃止年月日      |
|-------|---------|----------------|------------|
| 出口 卓磨 | つぼは整骨院  | 堺市美原区北余部535-25 | 平成26年9月30日 |
| 万代 悠司 | 明笑鍼灸整骨院 | 堺市堺区向陵中町1-5-28 | 平成30年2月28日 |

堺市告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

|           |              |
|-----------|--------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776600476   |
| 事業所名称     | ケアプランセンター輝峰  |
| 事業所所在地    | 堺市美原区阿弥482番2 |
| 指定の申請者    | 社会福祉法人有人会    |

|            |              |
|------------|--------------|
| 主たる事務所の所在地 | 堺市美原区阿弥482番2 |
| 代表者名       | 宮本 有子        |
| 指定年月日      | 平成30年12月1日   |
| サービスの種類    | 居宅介護支援       |

堺市告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776103141      |
| 事業所名称      | スーパー・コート堺白鷺     |
| 事業所所在地     | 堺市中区新家町531番地1   |
| 指定の申請者     | 株式会社スーパー・コート    |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市西区西本町一丁目7番7号 |
| 代表者名       | 山本 健策           |
| 指定年月日      | 平成30年12月1日      |
| サービスの種類    | 特定施設入居者生活介護     |

|            |                |
|------------|----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776302834     |
| 事業所名称      | 朋友福祉用具         |
| 事業所所在地     | 堺市西区神野町二丁14番1号 |
| 指定の申請者     | 株式会社朋友会        |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市西区神野町二丁14番1号 |
| 代表者名       | 正木 香           |
| 指定年月日      | 平成30年12月1日     |
| サービスの種類    | 福祉用具貸与         |

|            |                |
|------------|----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776302834     |
| 事業所名称      | 朋友福祉用具         |
| 事業所所在地     | 堺市西区神野町二丁14番1号 |
| 指定の申請者     | 株式会社朋友会        |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市西区神野町二丁14番1号 |
| 代表者名       | 正木 香           |
| 指定年月日      | 平成30年12月1日     |
| サービスの種類    | 特定福祉用具販売       |

|            |              |
|------------|--------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776302826   |
| 事業所名称      | ワノミ          |
| 事業所所在地     | 堺市西区草部174番地6 |
| 指定の申請者     | 株式会社ワノミーズ    |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市西区草部207番地6 |
| 代表者名       | 脇 信之         |
| 指定年月日      | 平成30年12月1日   |
| サービスの種類    | 福祉用具貸与       |

|            |              |
|------------|--------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776302826   |
| 事業所名称      | ワノミ          |
| 事業所所在地     | 堺市西区草部174番地6 |
| 指定の申請者     | 株式会社ワノミーズ    |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市西区草部207番地6 |
| 代表者名       | 脇 信之         |
| 指定年月日      | 平成30年12月1日   |
| サービスの種類    | 特定福祉用具販売     |

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766190371                 |
| 事業所名称      | i n n o c e n t 訪問看護ステーション |
| 事業所所在地     | 堺市中区新家町539番地1 アクアフィールド112号 |
| 指定の申請者     | 株式会社メディカル i n n o c e n t  |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市中区新家町539番地1 アクアフィールド112号 |
| 代表者名       | 安田 聡美                      |
| 指定年月日      | 平成30年12月1日                 |
| サービスの種類    | 訪問看護                       |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776003572          |
| 事業所名称      | 有料老人ホーム サニーライフ堺三国ヶ丘 |
| 事業所所在地     | 堺市堺区向陵中町四丁4番地22号    |
| 指定の申請者     | 株式会社川島コーポレーション      |
| 主たる事務所の所在地 | 千葉県君津市東猪原248番地2     |
| 代表者名       | 川島 輝雄               |
| 指定年月日      | 平成30年12月1日          |
| サービスの種類    | 特定施設入居者生活介護         |

堺市告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776103141      |
| 事業所名称      | スーパー・コート堺白鷺     |
| 事業所所在地     | 堺市中区新家町531番地1   |
| 指定の申請者     | 株式会社スーパー・コート    |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市西区西本町一丁目7番7号 |
| 代表者名       | 山本 健策           |
| 指定年月日      | 平成30年12月1日      |
| サービスの種類    | 介護予防特定施設入居者生活介護 |

|            |                |
|------------|----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776302834     |
| 事業所名称      | 朋友福祉用具         |
| 事業所所在地     | 堺市西区神野町二丁14番1号 |
| 指定の申請者     | 株式会社朋友会        |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市西区神野町二丁14番1号 |

|         |            |
|---------|------------|
| 代表者名    | 正木 香       |
| 指定年月日   | 平成30年12月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防福祉用具貸与 |

|            |                |
|------------|----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776302834     |
| 事業所名称      | 朋友福祉用具         |
| 事業所所在地     | 堺市西区神野町二丁14番1号 |
| 指定の申請者     | 株式会社朋友会        |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市西区神野町二丁14番1号 |
| 代表者名       | 正木 香           |
| 指定年月日      | 平成30年12月1日     |
| サービスの種類    | 特定介護予防福祉用具販売   |

|            |              |
|------------|--------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776302826   |
| 事業所名称      | ワノミ          |
| 事業所所在地     | 堺市西区草部174番地6 |
| 指定の申請者     | 株式会社ワノミーズ    |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市西区草部207番地6 |
| 代表者名       | 脇 信之         |
| 指定年月日      | 平成30年12月1日   |
| サービスの種類    | 介護予防福祉用具貸与   |

|            |              |
|------------|--------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776302826   |
| 事業所名称      | ワノミ          |
| 事業所所在地     | 堺市西区草部174番地6 |
| 指定の申請者     | 株式会社ワノミーズ    |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市西区草部207番地6 |
| 代表者名       | 脇 信之         |
| 指定年月日      | 平成30年12月1日   |
| サービスの種類    | 特定介護予防福祉用具販売 |

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766190371                 |
| 事業所名称      | i n n o c e n t 訪問看護ステーション |
| 事業所所在地     | 堺市中区新家町539番地1 アクアフィールド112号 |
| 指定の申請者     | 株式会社メディカル i n n o c e n t  |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市中区新家町539番地1              |

|         |            |
|---------|------------|
| 代表者名    | 安田 聡美      |
| 指定年月日   | 平成30年12月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防訪問看護   |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776003572          |
| 事業所名称      | 有料老人ホーム サニーライフ堺三国ヶ丘 |
| 事業所所在地     | 堺市堺区向陵中町四丁4番地22号    |
| 指定の申請者     | 株式会社川島コーポレーション      |
| 主たる事務所の所在地 | 千葉県君津市東猪原248番地2     |
| 代表者名       | 川島 輝雄               |
| 指定年月日      | 平成30年12月1日          |
| サービスの種類    | 介護予防特定施設入居者生活介護     |

堺市告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条又は第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、又は廃止する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

- 1 整理番号 別紙調書のとおり
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 起点終点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

## 市道路線認定調書

| 整理番号  | 路線名            | 起<br>終<br>点                              | 重要な経過地 | 付記                     |
|-------|----------------|------------------------------------------|--------|------------------------|
| ㊦945  | 日置荘北日置荘原寺3号線   | 東区日置荘北町3丁303番2地先<br>東区日置荘原寺町471番1地先      |        | 地元要望                   |
| ㊦583  | 菩提219号線        | 東区菩提町4丁7番3地先<br>東区菩提町4丁11番32地先           |        | 〃                      |
| ㊦123  | 野尻59号線         | 東区野尻町425番4地先<br>東区野尻町489番1地先             |        | 路線再編成                  |
| ㊦583  | 金岡白鷺2号線        | 北区金岡町1865番24地先<br>北区白鷺町1丁1181番1地先        |        | 〃                      |
| ㊦584  | 金岡320号線        | 北区金岡町1862番4地先<br>北区金岡町1614番1地先           |        | 〃                      |
| ㊦1027 | 浜寺石津中浜寺諏訪森中3号線 | 西区浜寺石津町中5丁803番3地先<br>西区浜寺諏訪森町中1丁15番4地先   |        | 南海本線連続<br>立体交差事業       |
| ㊦1028 | 浜寺諏訪森中17号線     | 西区浜寺諏訪森町中3丁268番3地先<br>西区浜寺諏訪森町中3丁275番4地先 |        | 〃                      |
| ㊦1029 | 浜寺諏訪森中101号線    | 西区浜寺諏訪森町中3丁275番4地先<br>西区浜寺諏訪森町中3丁284番1地先 |        | 〃                      |
| ㊦1031 | 浜寺諏訪森西46号線     | 西区浜寺諏訪森町西3丁256番3地先<br>西区浜寺諏訪森町西4丁379番地先  |        | 〃                      |
| ㊦1030 | 浜寺諏訪森西101号線    | 西区浜寺諏訪森町西2丁110番5地先<br>西区浜寺諏訪森町西3丁253番7地先 |        | 〃                      |
| ㊦1032 | 浜寺諏訪森西102号線    | 西区浜寺諏訪森町西4丁379番地先<br>西区浜寺諏訪森町西4丁389番地先   |        | 〃                      |
| ㊦1034 | 浜寺公園11号線       | 西区浜寺公園町1丁12番10地先<br>西区浜寺公園町2丁188番6地先     |        | 〃                      |
| ㊦1036 | 浜寺公園12号線       | 西区浜寺公園町3丁239番9地先<br>西区浜寺公園町3丁277番17地先    |        | 〃                      |
| ㊦1033 | 浜寺公園102号線      | 西区浜寺公園町1丁1番地先<br>西区浜寺公園町1丁12番10地先        |        | 〃                      |
| ㊦1035 | 浜寺公園103号線      | 西区浜寺公園町3丁207番地先<br>西区浜寺公園町3丁237番5地先      |        | 〃                      |
| 7689  | 福田267号線        | 中区福田629番18地先<br>中区福田629番15地先             |        | 都市計画法第<br>39条による<br>帰属 |

## 市道路線廃止調書

| 整理番号 | 路線名    | 起終点                                  | 重要な経過地 | 付記    |
|------|--------|--------------------------------------|--------|-------|
| 加229 | 金岡71号線 | 北区金岡町1857番地先<br>北区金岡町1687番地先         |        | 路線再編成 |
| 加231 | 金岡73号線 | 北区金岡町1862番地先<br>北区金岡町1860番地先         |        | 〃     |
| シ398 | 白鷺3号線  | 東区白鷺町2丁1183番13地先<br>東区白鷺町2丁1183番10地先 |        | 〃     |
| シ405 | 白鷺4号線  | 東区白鷺町2丁1183番14地先<br>東区白鷺町2丁1183番3地先  |        | 〃     |
| ノ002 | 野尻1号線  | 北区中百舌鳥町7丁1183番地先<br>東区野尻町485番地先      |        | 〃     |
| ノ004 | 野尻3号線  | 東区野尻町421番地先<br>東区野尻町426番地先           |        | 〃     |

堺市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 市道路線区域決定調書

| 整理<br>番号 | 路線名     | 起<br>終<br>点<br>点 | 敷地の   |         | 備考 |
|----------|---------|------------------|-------|---------|----|
|          |         |                  | 幅員m   | 延長m     |    |
| 1123     | 野尻59号線  | 東区野尻町425番4地先     | 2.71  |         |    |
|          |         | 東区野尻町489番1地先     | 6.20  | 154.08  |    |
| 1583     | 金岡白鷺2号線 | 北区金岡町1865番24地先   | 2.23  |         |    |
|          |         | 北区白鷺町1丁1181番1地先  | 10.25 | 1437.80 |    |
| 1584     | 金岡320号線 | 北区金岡町1862番4地先    |       |         |    |
|          |         | 北区金岡町1614番1地先    | 3.80  | 11.92   |    |

公 告

堺市公告第7号

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和49年条例第34号）第19条第3項の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 指定管理者

所在地 堺市堺区協和町一丁1番23号

名 称 J S Aグループ

(代表団体)

所在地 堺市堺区協和町一丁1番23号

名 称 一般財団法人堺市人権協会

(他の構成団体)

所在地 堺市堺区大仙西町二丁69番9

名 称 公益財団法人堺市就労支援協会

(他の構成団体)

所在地 堺市堺区大仙西町二丁70-1メゾン大仙101号室

名 称 特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

堺市公告第8号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第16条第3項及び堺市公園条例（昭和3

5年条例第18号)第27条第3項の規定に基づき、堺市立大浜体育館、堺市大浜公園野球場、堺市三宝公園野球場、堺市浅香山公園野球場、堺市大浜公園テニスコート、堺市土居川公園テニスコート及び堺市大浜公園相撲場の指定管理者を指定したので、堺市立体育館条例第17条及び堺市公園条例第28条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 指定管理者

所在地 堺市東区北野田1077

名称 大浜リライトグループ

(代表団体)

所在地 堺市東区北野田1077

名称 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

(他の構成団体)

所在地 東京都墨田区両国2丁目10番14号

名称 株式会社ルネサンス

(他の構成団体)

所在地 大阪府中央区南船場4丁目3番2号

名称 ヒューマンプランニング株式会社

(他の構成団体)

所在地 堺市堺区大浜北町1丁目8番8号

名称 医療法人いずみ会

(他の構成団体)

所在地 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

名称 株式会社東急コミュニティー

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで



堺市公告第9号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第27条第3項の規定に基づき、堺市金岡公園体育館、堺市金岡公園陸上競技場、堺市金岡公園野球場及び堺市金岡公園テニスコートの指定管理者を指定したので、同条例第28条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 指定管理者

所在地 堺市東区北野田1077

名称 堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループ

(代表団体)

所在地 堺市東区北野田1077

名称 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

(他の構成団体)

所在地 大阪府中央区北浜4丁目1番23号

名称 美津濃株式会社

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

堺市公告第10号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第16条第3項、堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第15条第3項及び堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）第17条第3項の規定に基づき、堺市立美原体育館、堺市美原多治井運動広場、堺市美原みの池運動広場、堺市美原さつき野運動広場及び堺市美原B&G海洋センターの指定管理者を指定したので、堺市立体育館条例第17条、堺市スポーツ施設条例第16条及び堺市美原B&G海洋センター条例第18条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹 山 修 身

1 指定管理者

所在地 堺市美原区多治井878番地1

名 称 特定非営利活動法人美原体育協会

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

~~~~~  
堺市公告第11号

堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成20年条例第45号）第15条第3項の規定に基づき、堺市立美原総合スポーツセンターの指定管理者を指定したので、同条例第16条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹 山 修 身

1 指定管理者

所在地 東京都品川区東品川4丁目10番1号

名 称 コナミスポーツ・近鉄ビルサービスグループ

(代表団体)

所在地 東京都品川区東品川4丁目10番1号

名 称 株式会社コナミスポーツクラブ

(他の構成団体)

所在地 大阪府中央区難波2丁目2番3号

名 称 近鉄ビルサービス株式会社

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
~~~~~

堺市公告第12号

堺市立文化館条例（平成11年条例第28号）第23条第3項の規定に基づき、堺市立文化館の指定管理者を指定したので、同条例第24条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

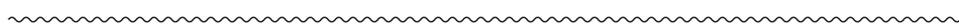
堺市長 竹山修身

1 指定管理者

所在地 堺市堺区熊野町東4丁4番20号  
名称 公益財団法人堺市文化振興財団

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで



堺市公告第13号

堺市立のびやか健康館条例（平成30年条例第53号）第19条第3項に基づき、堺市立のびやか健康館の指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 指定管理者

所在地 大阪府中央区備後町3丁目6番14号  
名称 株式会社オーゼスポーツ

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで



堺市公告第14号

堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第9号）第19条第3項の規定に基づき、堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 指定管理者

所在地 大阪市西区土佐堀1丁目5番6号  
名称 公益財団法人大阪YMCA

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

堺市公告第15号

堺市立日高少年自然の家条例（昭和50年条例第13号）第12条第3項の規定に基づき、堺市立日高少年自然の家の指定管理者を指定したので、同条例第13条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 指定管理者

所在地 大阪市西区土佐堀1丁目5番6号  
名称 公益財団法人大阪YMCA

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

堺市公告第16号

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）第12条第3項の規定に基づき、堺市立北こどもリハビリテーションセンター及び堺市立南こどもリハビリテーションセンターの指定管理者を指定したので、同条例第13条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 指定管理者

所在地 堺市南区城山台5丁1番4号

名称 社会福祉法人 堺市社会福祉事業団

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第17号

堺市立勤労者総合福祉センター条例（平成5年条例第4号）第16条第3項の規定に基づき、堺市立勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定したので、同条例第17条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 指定管理者

所在地 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号

名称 日本環境マネジメント株式会社

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第18号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第19条第3項の規定に基づき、堺市立農業公園「交流施設」（同条例第3条第2号エの農産物直売所、同号オの駐車場の一部及び同号カのその他便益施設に限る。）の指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 指定管理者

所在地 堺市西区上野芝町2丁1番1号

名称 堺市農業協同組合

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

堺市公告第19号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第19条第3項の規定に基づき、堺市立農業公園「加工体験施設」（同条例第3条各号に掲げる施設のうち同条第2号エの農産物直売所、同号オの駐車場の一部及び同号カのその他便益施設を除く施設をいう。）の指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 指定管理者

所在地 堺市南区鉢ヶ峯寺2405番地の2

名称 株式会社堺ファーム

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## 堺市公告第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、大阪府知事から南部大阪都市計画道路事業1・3・0-1号大和川線の事業計画変更の認可に伴う図書の写しの送付を受けたので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。また、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項及び同省令第49条の規定により、堺市役所内建設局大和川線推進室（市役所高層館12階）において公告の日から公衆の縦覧に供する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

- 1 事業施行期間 自 平成20年12月16日  
至 平成32年3月31日
- 2 事業地 堺市北区常磐町一丁、二丁、三丁、東浅香山町三丁、四丁及び北花田町三丁地内

## 堺市公告第21号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第27条第3項の規定に基づき、堺市鳳公園の指定管理者を指定したので、同条例第28条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

- 1 指定管理者  
所在地 堺市西区鳳北町10丁118番地  
名称 NPO法人 クリーン鳳
- 2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

堺市公告第22号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第27条第3項の規定に基づき、堺市大仙公園日本庭園の指定管理者を指定したので、同条例第28条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹山修身

1 指定管理者

所在地 堺市北区長曾根町130番地の23堺商工会議所会館

名称 南海・大阪造園共同企業体

(代表団体)

所在地 堺市北区長曾根町130番地の23堺商工会議所会館

名称 南海造園土木株式会社

(他の構成団体)

所在地 大阪市北区堂山町14番20号

名称 大阪造園土木株式会社

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

---

堺市公告第23号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第27条第3項の規定に基づき、堺自然ふれあいの森の指定管理者を指定したので、同条例第28条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

堺市長 竹 山 修 身

1 指定管理者

所在地 東京都東村山市栄町二丁目28番5号

名 称 ふれあいの森パートナーズ

(代表団体)

所在地 東京都東村山市栄町二丁目28番5号

名 称 株式会社生態計画研究所

(他の構成団体)

所在地 堺市南区晴美台二丁目18番9号

名 称 特定非営利活動法人いっちゃんクラブ

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

選挙管理委員会規程

堺市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年1月11日

堺市選挙管理委員会

委員長 大 橋 金 剛

堺市選挙管理委員会規程第1号

堺市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程

堺市選挙関係事務執行規程（平成20年選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び標旗（第6条—第10条）」を「、標旗等（第6条—第10条の2）」に、「—第71条」を「・第70条」に改める。

第2章第2節の節名中「及び標旗」を「、標旗等」に改める。

第6条第1項中「、船舶又は拡声機にする表示は、様式第3号又は」を「又は船舶にする表示は様式第3号によるものとし、拡声機にする表示は」に改める。

第2章第2節中第10条の次に次の1条を加える。

(選挙運動用ビラの届出等)

第10条の2 法第142条第1項第5号の規定による届出は、選挙運動用ビラ届出書(様式第8号の2)により行わなければならない。

2 法第142条第7項の規定により市委員会が交付する証紙は、様式第8号の3によるものとする。

第11条第1項中「選挙事務書異動届」を「選挙事務所異動届」に改める。

第34条第2項中「様式第24号(甲)(乙)」を「様式第23号(甲)(乙)」に改める。

第37条の見出し中「開催可否」を「施設使用可否」に改める。

第38条第3項中「個人演説会撤回通知書」を「個人演説会等撤回通知書」に改める。

第42条中「個人演説会等の終了後引継書」を「個人演説会等終了後引継書」に改める。

第43条中「個人演説会開催結果報告書」を「個人演説会等開催結果報告書」に改める。

第44条中「個人演説会等の設備及び納付費用額等の承認(変更承認)申請書」を「個人演説会等の施設の設備の程度及び納付費用額等の承認(変更承認)申請書」に改める。

第45条中「個人演説会等の施設の程度等の公表」を「個人演説会等の施設の設備の程度及び納付すべき費用額」に改める。

第51条の見出し中「確認の印」を「確認に係る印」に改める。

第59条前段中「ちょう付する」を「貼付する」に改め、同条後段中「ちょう付すべき」を「貼付すべき」に改める。

第69条を削り、第70条を第69条とし、第71条を第70条とする。

附則の次に様式目次として次のように加える。

(次のよう 別記)

様式第8号の次に次の2様式を加える。

(次の2様式 別記)

様式第32号(甲)中「引継書」を「個人演説会終了後引継書」に、「引き継ぎ」を「引継ぎ」に、「あつた」を「あった」に改める。

様式第32号(乙)中「引継書」を「個人演説会等終了後引継書」に、「引き継ぎ」を「引継ぎ」に、「あつた」を「あった」に、「すること」を「すること。」に改める。

様式第34号中「個人演説会等の設備及び納付費用額等の承認(変更承認)申請書」を「個人演説会等の施設の設備の程度及び納付費用額等の承認(変更承認)申請書」に、「定及び」を「定め及び」に改める。

様式第35号中「個人演説会等の設備の程度及び納付すべき費用額」を「個人演説会等の施設の設備の程度及び納付すべき費用額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第69条を削り、第70条を第69条とし、第71条を第70条とする改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）附則第4条第1項の規定により、なお効力を有することとされる規定の適用を受ける土地改良区の総代の選挙及び解職の投票については、この規程による改正前の堺市選挙関係事務執行規程第69条の規定は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

## 様式目次

| 様式番号  | 関係条文 |   |   | 名称等               |
|-------|------|---|---|-------------------|
|       | 条    | 項 | 号 |                   |
| 1     | 2    |   |   | 投票用紙              |
| 2     | 5    | 1 |   | 選挙長の印             |
| 3     | 6    | 1 |   | 自動車(船)の表示物        |
| 4     | 6    | 1 |   | 拡声機の表示物           |
| 5     | 7    | 1 |   | 乗車(船)の腕章          |
| 6     | 7    | 2 |   | 選挙運動員の腕章          |
| 7     | 8    |   |   | 街頭演説用標旗           |
| 8     | 10   | 1 |   | 表示物等の再交付申出書       |
| 8の2   | 10の2 | 1 |   | 選挙運動用ビラ届出書        |
| 8の3   | 10の2 | 2 |   | 選挙運動用ビラ証紙         |
| 9     | 11   | 1 |   | 選挙事務所設置届          |
| 10    | 11   | 1 |   | 選挙事務所異動届          |
| 11    | 11   | 2 |   | 選挙事務所設置・異動承諾書     |
| 12    | 11   | 2 |   | 推薦届出代表者証明書        |
| 13    | 12   |   |   | 選挙事務所閉鎖命令書        |
| 14    | 13   |   |   | 文書図画撤去命令書         |
| 15    | 13   |   |   | 政治活動用文書図画撤去命令書    |
| 16    | 14   | 1 |   | ポスター掲示場           |
| 17    | 19   | 2 |   | 新聞広告掲載証明書         |
| 18    | 20   | 1 |   | 選挙公報掲載申請書         |
| 19    | 20   | 2 |   | 選挙公報掲載文原稿用紙       |
| 20    | 25   | 1 |   | 選挙公報掲載撤回申請書       |
| 21    | 25   | 1 |   | 選挙公報掲載文修正申請書      |
| 22(甲) | 34   | 1 |   | 同意書               |
| 22(乙) | 34   | 1 |   | 同意書               |
| 23(甲) | 34   | 2 |   | 共同個人演説会承諾書        |
| 23(乙) | 34   | 2 |   | 共同個人演説会等承諾書       |
| 24(甲) | 35   |   |   | 個人演説会開催不能の通知      |
| 24(乙) | 35   |   |   | 個人演説会等開催不能の通知     |
| 25(甲) | 36   |   |   | 個人演説会開催申出の通知      |
| 25(乙) | 36   |   |   | 個人演説会等開催申出の通知     |
| 26(甲) | 37   | 1 |   | 個人演説会の施設使用可否の通知書  |
| 26(乙) | 37   | 1 |   | 個人演説会等の施設使用可否の通知書 |

|       |    |   |                                          |
|-------|----|---|------------------------------------------|
| 27(甲) | 38 | 2 | 個人演説会開催撤回申出書                             |
| 27(乙) | 38 | 2 | 個人演説会等開催撤回申出書                            |
| 28(甲) | 38 | 3 | 個人演説会撤回通知書                               |
| 28(乙) | 38 | 3 | 個人演説会等撤回通知書                              |
| 29    | 39 |   | 個人演説会等施設使用予定表                            |
| 30    | 39 | 3 | 個人演説会等施設使用予定表の変更通知書                      |
| 31    | 40 |   | 個人演説会等施設使用一覧表                            |
| 32(甲) | 42 |   | 個人演説会終了後引継書                              |
| 32(乙) | 42 |   | 個人演説会等終了後引継書                             |
| 33(甲) | 43 |   | 個人演説会開催結果報告書                             |
| 33(乙) | 43 |   | 個人演説会等開催結果報告書                            |
| 34    | 44 |   | 個人演説会等の施設の設備の程度及び納付費用額等の承認<br>(変更承認) 申請書 |
| 35    | 45 |   | 個人演説会等の施設の設備の程度及び納付すべき費用額                |
| 36    | 46 |   | 個人演説会等費用請求書                              |
| 37    | 47 | 1 | 出納責任者選任届                                 |
| 38    | 47 | 1 | 出納責任者異動届                                 |
| 39    | 47 | 2 | 出納責任者職務代行開始届                             |
| 40    | 47 | 2 | 出納責任者職務代行終止届                             |
| 41    | 51 |   | 寄附金控除のための書類の確認に係る印                       |
| 42    | 52 | 1 | 証票                                       |
| 43    | 55 | 1 | 確認書                                      |
| 44    | 56 | 1 | 政談演説会開催届出書                               |
| 45    | 56 | 2 | 政談演説会変更届出書                               |
| 46    | 56 | 2 | 政談演説会中止届出書                               |
| 47    | 57 | 1 | 証政談演説会告知用立札等の証紙                          |
| 48    | 58 | 1 | 自動車の表示物                                  |
| 49    | 58 | 4 | 政治活動用表示物等の再交付申出書                         |
| 50    | 59 | 2 | ポスターの証紙                                  |
| 51    | 60 |   | ポスターの検印                                  |
| 52    | 61 | 1 | ポスターの検印票                                 |
| 53    | 63 |   | 政治活動用文書図画撤去命令書                           |
| 54    | 64 |   | 政治活動用ビラ届出書                               |
| 55    | 65 |   | 機関紙誌届出書                                  |
| 56    | 66 |   | 証人呼出状                                    |
| 57    | 66 |   | 宣誓書                                      |

様式第8号の2

選挙運動用ビラ届出書

年 月 日

堺市選挙管理委員会  
委員長 氏 名 殿

何選挙 候補者 氏 名 ㊟

年 月 日執行の何選挙における公職選挙法第142条第1項第5号のビラについて、別添のとおり届け出ます。

備考 添付するビラは、1種類につき 枚とする。

様式第8号の3

|                                          |
|------------------------------------------|
| 年執行<br>何選挙<br>選挙運動用ビラ<br>番号<br>堺市選挙管理委員会 |
|------------------------------------------|